

九州ITS利活用研究会

QPITS / Practice group of ITS in Kyushu

第8回会合資料 ワーキンググループ2

2012年7月10日

九州組込みソフトウェアコンソーシアム(QUEST)

九州 ITS 利活用研究会規約(案)

第1条 (名称)

本研究会は、九州 ITS 利活用研究会 (英文名 Practice group of ITS in Kyushu) と称する。

第2条 (事務所)

本研究会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第3条 (目的)

本研究会は、NPO 法人九州組込みソフトウェアコンソーシアム(QUEST)の研究会として、車だけではなくその他の公共交通機関も含めた九州内の産学官が一体となり、会員の協同による ITS を社会基盤とした ITS および周辺技術、関連機器と組込みシステム、アプリケーションシステムの各開発・構築に関わる技術研究、並びに、活気がある住みやすい街づくりを目指した次世代サービスシステムのグランドデザイン作成、クラウドサービス実証実験の実施準備、海外展開を研究課題とし、新規サービスの創出に向けた情報交流支援を行い、会員の技術水準の向上、ITS 社会基盤の標準化に寄与することを目的とする。

第4条 (活動)

本研究会は、第1条の目的を達成するために、次の研究を行う。

- (1) 会員のために ITS を社会基盤とした ITS および周辺技術、関連機器と組込みシステム、アプリケーションシステムの各開発・構築に関わる技術研究、並びにこれらの実用性を確認するクラウドサービス実証実験に関する研究を行う。
- (2) 会員のために前号の研究の成果の管理と利活用事業を推進する。
- (3) 新規サービス事業の創出に向けた情報交流支援活動をする。
- (4) ITS 社会基盤の実用化に必要な各種技術の外部標準化機構への提案を含めた標準化活動をする。
- (5) 会員に対する技術指導、事業化支援活動を行う。
- (6) 実証実験研究のためのクラウドサービス施設を使用させる。
- (7) その他本研究会の目的を達成するために必要な研究活動をする。

第5条 (会員の種類)

本研究会の会員は、正会員・法人、正会員・個人、賛助会員・法人、賛助会員・個人より構成される。なお入会手続きは、九州組込みソフトウェアコンソーシアム(QUEST)規約に定めるほか、本研究会が別に定める会員規定に従うものとする。

第6条 (入会)

本研究会に入会しようとする者は、九州組込みソフトウェアコンソーシアム(QUEST)規約に定めるほか、幹事会に対し会員規定に定める申込み手続きを行い、その承認を得なければならない。

第7条 (入会金及び会費)

会員は、九州組込みソフトウェアコンソーシアム(QUEST)規約に定めるほか、会員規定に定める入会金及び年会費を納入するものとする。

第8条（退会）

本研究会を退会しようとする者は、九州組込みソフトウェアコンソーシアム(QUEST)規約に定めるほか、会員規定に定める退会の手続きを行わなければならない。

第9条（除名）

幹事会は、会員が本規約に違反したとき又は本研究会の名誉を毀損し、信用を著しく失墜させたときなどの正当な事由がある場合、会員規定に従い、その会員を除名することができる。

（役員）

第10条（役員の種類と人数）

本研究会には次の役員を置く。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 座長（本研究会を代表し、総会の議長を務める） | 1名 |
| (2) 副座長（座長を補佐する） | 3名 |
| (3) 幹事（幹事会を構成し、共同して会務を執行する） | 若干名 |
| (4) 会計監事 | 1名 |

2. 座長は幹事会員の中、または幹事会で推薦された者から選出し、総会において選任する。また、座長に不慮の事態などが生じた時は、副座長が代行する。副座長に不慮の事態などが生じた時は、幹事会で代理を選任できる。

3 副座長は座長が推薦し、幹事会の承認により委嘱する。

4. 幹事は原則として幹事会員より指名され、総会において選任する。

5. 会計監事は幹事会員の中から選出し、総会において選任する。但し、会計監事は座長及び幹事を兼務することはできない。

6. 本研究会に顧問をおくことができる。顧問は座長が推薦し、幹事会の承認により委嘱する。

第11条（任期）

役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

なお、任期途中で役員が交代する場合、前任者の任期を引き継ぐものとする。また、役員が増員された場合の任期も、他の役員の残任期間と同期間とする。

2. 顧問には任期を設けない。

第12条（報酬）

役員に対して報酬は支払わない。

（組織）

第13条（研究会の構成）

本研究会は、総会、幹事会、ワーキンググループにより構成される。

第14条（総会）

総会は、幹事会員、正会員によって構成され、賛助会員オブザーバーとして出席できるものとする。

2. 幹事会員、正会員は、総会においてそれぞれ2票、1票の表決権を有する。
3. 総会は、委任状による出席を含め、表決権を持つ会員の過半数の出席で成立し、出席会員の過半数の賛成をもって決議を行う。賛否同数の場合は議長の決するところとする。

第15条（総会の開催）

通常総会は毎年1回、原則として会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は次の場合に開催する。
 - (1) 幹事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

第16条（招集）

総会は、座長がこれを招集する。

2. 総会は開催日の2週間前までに、日時、場所、会議の目的事項を記載した書面により招集する。但し、幹事会においてやむを得ぬものと認めたときは、招集期間を短縮することができる。

第17条（議長）

総会の議長は座長がこれにあたる。座長が不在又は座長に事故のあるときは、副座長が代行する。

2. 副座長に不慮の事態などが生じた時は、幹事の中から選任された者が代行する。

第18条（付議事項）

総会では次の事項を決議する。

- (1) 規約の改正
- (2) 役員の選任
- (3) 活動計画及び活動報告
- (4) 収支予算及び決算
- (5) その他研究会運営に関わる重要事項

第19条（幹事会）

幹事会は、座長、副座長、幹事、事務局長及び各ワーキンググループ長によって組織され、総会に提出される議案について審議する。また総会への付議を要しない事項についての意思決定を行う。

2. 幹事会は随時開催する。
3. 幹事会議長は、座長がこれにあたる。座長が不在又は座長に事故のあるときは、副座長が代行する。副座長に不慮の事態などが生じた時は、幹事の中から選任された者が代行する。
4. 幹事会は幹事会議長により招集され、その過半数の出席により成立する。

5. 幹事会の議事は出席幹事の過半数を持って決議する。賛否同数の場合は、議長の決するところとする。
6. 第 11 条（任期）における幹事の任期途中交代に関し、新任幹事については幹事会で選任し、次期総会にて報告を行うこととする。
7. 幹事会において、幹事がやむを得ず欠席する場合は、幹事が委任する代理人による出席を認めることとする。この場合、欠席する幹事は代理人名を書面にて幹事会に提出することとする。

第 20 条（ワーキンググループ）

本研究会は、第 4 条の活動を推進することを目的に、幹事会の決議によりワーキンググループをおくことができる。

2. ワーキンググループには、リーダー、サブリーダーをおく。リーダーは幹事会の中から選任する。
3. サブリーダーはリーダーが推薦し、幹事会の承認により選任する。

第 21 条（事務局）

本研究会に事務局をおく。事務局長は座長が指名し、幹事会の承認により選任する。

（財産及び会計）

第 22 条（財産）

本研究会の財産は入会金及び会費からなり、座長がこれを管理する。

第 23 条（会計年度）

本研究会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。

第 24 条（活動計画及び予算）

活動計画及び収支予算は事務局長がこれを作成し、幹事会及び総会の承認を受けなければならない。

第 25 条（活動報告及び決算）

事務局長は、毎会計年度終了後連々かに活動報告及び決算書類を作成し、会計監事の監査を経た後、幹事会及び総会の承認を受けなければならない。

（規約の変更）

第 26 条（規約変更の決議）

本規約は、総会において、委任状による出席を含め、表決権を持つ会員の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上の賛成をもって変更することができる。

（解散）

第 27 条（解散の決議）

本研究会は、総会において、委任状による出席を含め、表決権を持つ会員の過半数が出席し、その 3

分の2以上の賛成をもって解散することができる。

第28条（残余財産の処分）

本研究会が解散した場合の残余財産の処分については、総会の決議によるものとする。

（雑則）

第29条（細則）

本規約の施行に必要な細則は、幹事会において別に定める。

附則

1. 本規約は平成24年8月7日より施行する。
2. 設立年度における会計年度は設立の日から平成25年3月31日迄とする。
3. 設立年度の役員任期は、最初の通常総会の日迄とする。
4. 本研究会の設立当初の役員は、第10条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

座長	浦 正勝（西鉄情報システム㈱）：ワーキンググループ0リーダー
副座長	下津 利裕（九電ビジネスソリューションズ㈱）：ワーキンググループ3リーダー
同	森 賢二（JR九州パトニ・システムズ株式会社）
同	芦原 秀一（㈱ネットワーク応用技術研究所、QUEST 副理事長、QPITS 顧問）：渉外担当
幹事	松尾 真悟（マイクロコート㈱、QUEST 理事）：ワーキンググループ1リーダー
同	野原 博（㈱e-セレス）：ワーキンググループ2リーダー
同	波多江 穰治（㈱システムワークス）：ワーキンググループ4リーダー
同	大場 典常（㈱ライフ・インフォメーション）：事業推進担当
同	東園 哲矢（㈱M I P）：事業化計画担当
同	柳澤 光弘（㈱B B D O J W E S T）：広報戦略担当
顧問	福田 晃（九州大学教授、QUEST 理事長）
同	平野 修（九州大学知的財産本部）：知的財産担当
事務局	山下 直仁（QUEST 運営・企画室長）
会計監事	馬場 伸一（QUEST 高度人材育成事業 事務局長代理）
5. 設立年度のワーキンググループ（WG）は、WG0：企画・調整グループ（QPITS 全体の事業化、規約・会則の策定などの企画・立案を推進するとともに、各グループ間の調整、協議会設立や国際会議に向けた準備などを担当する。）、WG1：センサグループ（域内に設置する新規のセンサなどを使った情報収集の推進を担当する。）、WG2：コンテンツグループ（域内団体が所有する各種コンテンツの収集の推進・整理を担当する。）、WG3：利活用基盤整備グループ（本会合のコアとなる複数の企業・団体やデータセンタにまたがった利活用基盤の整備、技術の確立について担当する。）、WG4：利活用基盤整備グループ

(整備される利活用基盤の友好的なサービス事例を実証として推進する。)の5グループとする。

ワーキンググループ0	リーダー	浦 正勝 (西鉄情報システム株)
	サブリーダー	野原 博 (株e-セレス)
ワーキンググループ1	リーダー	松尾 真悟 (マイクロコート株)
ワーキンググループ2	リーダー	野原 博 (株e-セレス)
	サブリーダー	西岡 誠 (トラストパーク株)
ワーキンググループ3	リーダー	下津 利裕 (九電ビジネスソリューションズ株)
	サブリーダー	白石 富久 (株アイ・ビジネスセンター)
ワーキンググループ4	リーダー	波多江 穰治 (株システムワークス)
	サブリーダー	大場 典常 (株ライフ・インフォメーション)

九州 ITS 利活用研究会会員規定(案)

第1条（総則）

本研究会の会員は、設立趣旨に賛同する法人、団体とし、研究会規約を遵守し、設立の目的達成に向けて、相互に協調、協力するものとする。

第2条（会員の種類及び権利）

当研究会の会員の種類とその権利を以下のとおりとする。

1. 幹事会員は、本研究会の趣旨に賛同する法人、団体とし、幹事会を構成するとともに、総会、幹事会及び各ワーキンググループの活動に参加することができる。
2. 正会員・法人、正会員・個人は、本研究会の趣旨に賛同する法人、団体とし、総会及び各ワーキンググループの活動に参加することができる。
3. 賛助会員・法人、賛助会員・個人は、本研究会の趣旨に賛同する法人、団体とし、総会及び幹事会員が推薦する賛助会員・法人、賛助会員・個人は、該当技術ワーキンググループ（WG1 から WG4）の活動に参加することができる。なお、この場合、該当ワーキンググループにて事前に承認を得ることとする。
4. 会員の関係会社の権利に関する権利は会員のみが有するものとする。
 - (2)ただし、幹事会員および正会員・法人の関係会社が、会員の名義にて研究会活動に参加することを認める。この場合、参加する関係会社の活動は会員がこの責任を負うものとする。関係会社とは会員が議決権の過半数を有する子会社とする。
 - (3)会員が上記に該当しない関連会社を会員の名義にて研究会活動に参加させる場合は、会員が事前に事務局長および属するワーキンググループ長の許可を得る必要がある。関連会社とは会員が議決権の20%以上50%以下を有する子会社とする。
 - (4)上記は会員の関係会社、関連会社が自ら会員になることを妨げるものではない。
5. 幹事会員及び正会員・法人、正会員・個人は、総会においてそれぞれ2票、1票の表決権を有する。
6. 幹事会員、正会員・法人、正会員・個人は、任意のグループを構成し、本研究会の資産を利用した実験、事業活動を企画、実施することができる。（但し費用は自己負担とする。）また、活動内容は、適宜、各ワーキンググループに報告しなければならない。

第3条（入会手続き）

本研究会の会員になろうとする者は、次の書類を研究会に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

1. 入会申請書
2. 誓約書
3. 基本情報登録票
4. 各種証明書等
 - (1) 法人の場合は、発行日から3ヶ月以内の登記簿謄本及び直近の決算書
 - (2) 任意団体の場合は、申請者が団体の代表者であることを証する書面及び組合財産を示す書類

第4条（入会の承認）

会員の入会については本研究会事務局がこれを審査し、幹事会の承認を得てこれを承認する。事務局は承認後速やかに会員登録を行い、当該会員に手続きの完了を通知する。

なお、本研究会の会員になろうとする者が次の場合に該当するとき、当研究会は入会を拒否することができる。

- (1) 入会申請をした法人、団体が、法令もしくは公序良俗に反する事業を行いまたはこれを行おうとしている場合
- (2) 入会申請手続きに不備のある場合
- (3) 本研究会より除名処分を受けたことがある場合

第5条（入会日）

入会を認められた者は、会員登録の日をもって当研究会の会員となる。

第6条（入会金、会費）

会員はNPO法人九州組込みソフトウェアコンソーシアム(QUEST)の規約に則り、以下により取り扱うこととする。

- | | |
|--------------|---------------------|
| ①正会員（個人） | 入会金 5 千円、会費 5 千円 |
| ②正会員（企業） | 入会金 5 万円以上、会費 10 万円 |
| ③賛助会員（個人、企業） | 入会金なし、会費 1 万円 |

(2)入会金、会費は、入会初年度は原則として入会時、次年度以降は毎年6月末日までに、指定の銀行口座に振り込むものとする。

(3)年度途中の入会に係る会費にあっても、原則として年額を納入するものとする。

(4)年度途中の会員資格変更の場合には、資格変更時までに入会金と年会費の資格変更前後の差額を納入するものとする。

(5)退会の申し出があった場合にあっても、納入した年会費の返還は行わないこととする。

第7条（届出事項の変更）

会員は入会時に届出た事項に変更があったときは、変更内容を証する書面を添付の上、本研究会に対し、これを届出なければならない。

第8条（会員資格の喪失）

本研究会の会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名処分を受けたとき
- (3) 会員が解散もしくは破産したとき

2. 1の各号の場合において会員が既に納付した会費等は、これを返還しない。

3. 1の各号の場合において会費等が未納付の場合、会員はこれを納付しなければならない。

第9条（退会）

本研究会を退会しようとする会員は、退会届に必要な事項を記入のうえ、退会日の1ヶ月前までに提出することで本研究会を退会できるものとする。

第10条（除名）

幹事会は会員が次のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。

- (1) 当研究会の名誉を著しく毀損する行為またはこれに類似する行為があったとき
- (2) 本研究会の規約等に違反する行為があったとき
- (3) 会費を6ヶ月以上滞納したとき

第11条（規定の改定）

本規定の改定は幹事会の決議による。

第12条（その他）

本規定に定めのない事項については幹事会において別途定める。

附則

1. 本規約は平成24年8月7日より施行する。
2. 平成24年度上期の会費は無料とする。